

家庭用 PPA サービスおかがすソーラー

利用規約

2025年1月1日

岡山ガス株式会社

目 次

第1章 総則

第1条（定義）	1
第2条（目的）	2
第3条（本サービスの申込み）	2
第4条（本サービスの利用条件）	2
第5条（本サービス利用料金の適用開始時期）	3

第2章 電力需給

第6条（需要場所等）	4
第7条（電力需給）	4
第8条（供給開始日）	4
第9条（環境価値）	4
第10条（立入検査）	4
第11条（供給の停止）	5
第12条（供給の中止）	5

第3章 太陽光発電設備の設置及び保守等

第13条（設置）	6
第14条（帰属）	6
第15条（維持管理）	6

第4章 本サービス利用規約の成立及び終了

第16条（本サービス利用規約の成立及び終了）	7
第17条（本規約の変更）	7
第18条（解除）	7
第19条（中途解約）	8
第20条（本規約上の地位の譲渡等）	9
第21条（本サービス利用契約終了後の取扱い）	9

第5章 本サービスの利用における電気使用情報の提供

第22条（電気使用情報の提供）	10
第23条（使用情報の利用目的と範囲）	10
第24条（使用情報の提供方法）	10

第6章 一般条項

第25条（禁止事項）	11
第26条（補償及び損害賠償）	11
第27条（不可抗力及び免責）	12

第 28 条（工事費の負担） 12

第 29 条（反社会的勢力の排除） 13

第 30 条（協議事項） 13

第 31 条（準拠法及び管轄） 13

別紙 1..... 15

別紙 2..... 18

家庭用 PPA サービス「おかがすソーラー」利用規約

岡山ガス株式会社（以下「当社」という。）は、この家庭用 PPA サービス「おかがすソーラー」利用規約（以下「本規約」という。）に基づき、お客さまに対し太陽光発電を活用したエネルギーサービス（以下「本サービス」という。）を行います。お客さまが本サービスを利用する条件は、本規約の定めるところによるものとします。本サービスを利用するお客さまは、本規約に同意したものとみなします。

第 1 章 総則

第 1 条（定義）

本規約において、以下の各項目の用語は、各項目記載のと通りの意味を有するものとする。

- (1)「太陽光発電」とは、太陽光を、太陽光発電設備を用いて電気に変換する発電方式をいう。
- (2)「太陽光発電設備」とは、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3)「太陽電池容量」とは、太陽光発電設備で使用している太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。
- (4)「太陽光設備認定容量」とは、再生可能エネルギー固定価格買取制度にて認定を受けた容量をいう。
- (5)「太陽光電力」とは、太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。
- (6)「送配電事業者」とは、電気事業法第 3 条に基づき、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を行うものをいう。
- (7)「本サービス利用契約」とは、お客さまが本規約に基づく本サービスの利用を開始するにあたり本規約に基づき当社と締結する契約をいう。
- (8)「通常電力」とは、小売電気事業者が送配電事業者による託送供給を通じて供給する電気をいう。
- (9)「再生可能エネルギー固定価格買取制度」とは、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者調達を義務づけるものをいう。
- (10)「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 16 条第 1 項に定める賦課金をいう。
- (11)「系統連系日」とは、太陽光発電設備を送配電事業者の配電系統に接続し、送配電事業者に売電を開始した日をいう。

第2条（目的）

当社は、本規約に基づき太陽光発電設備を設置し、本サービスを提供する。なお、本サービスに含まれる内容は以下のとおりとする。

- (1)当該太陽光発電設備により得られる太陽光電力（以下、「本電力」という。）の供給
- (2)当該太陽光発電設備の保守及び修理。

第3条（本サービスの申込み）

1 お客さまが本サービスの利用を希望される場合は、予め当社所定の審査を経たうえで、本規約を承諾し、当社所定の申込書面（以下「申込書面」という。）に従い、本サービス利用契約の申込みをするものとする。

2 当社は、お客さまが以下の各号のすべてを満たす場合に前項の申込みを承諾するものとする。

- (1)太陽光設備認定容量が 4kW 以上 10kW 未満であること。
- (2)本サービスの利用料金をクレジットカードでお支払いいただくこと。
- (3)お申し込み時点で満 65 歳未満であること。

3 当社は、お客さまが以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、第1項の申込みを承諾しない場合があるものとする。

- (1)申込みにかかる申告内容その他のお客さまが当社に提供した情報に虚偽若しくは不備又はそれらのおそれがある場合。
- (2)お客さまが、当社の提供するサービス（本サービスを含むが、これに限らない。以下本項において同じ。）の利用にかかる契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等を受けたことがある場合又は現に受けている場合若しくはそのおそれのある場合。
- (3)お客さまが、当社の提供するサービスの利用にかかる契約に違反する行為若しくは違反のおそれのある行為を行ったことがある場合又は現に行っている場合。
- (4)お客さまが、当社の提供するサービスの利用にかかる料金を当社所定の期日までに支払わなかった場合又はそのおそれのある場合。
- (5)当社がお客さまに対して本サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行に支障がある場合。
- (6)サービス利用期間中、VtoH の利用をする場合。ただし、当社提供のオプション設備である場合や別途認めた場合にはこの限りではない。
- (7)その他当社がお客さまとの間で本サービス利用契約を締結することを不適切と判断した場合。

第4条（本サービスの利用条件）

1 本サービスの利用料金は、本電力の自家消費量に応じた従量料金制とする。なお、利用

料金については別紙の料金表で定める通りとし、設置条件ならびに付帯契約に基づき、算定する。

- 2 付帯契約については別冊の付帯契約書の基づき適用する。
- 3 料金は、需給開始日から適用し、算定期間は原則として1月とする。
- 4 当月分を翌月11日から起算して30日目（以下「支払期限日」という。）までにお支払いいただくものとする。なお、支払期限日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日ならびに1月4日、5月1日、12月29日および12月30日（以下「当社が定める休日」という。）の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期限日とする。
- 5 お客さまは、月額サービス料を当社が指定するクレジットカード会社から毎月継続して立替え払いさせる方法により支払うものとする。その場合、クレジットカード会社から当社に対する立て替え払いがされた日に当社に対する支払がなされたものとし、その予定日を支払予定日とする。
- 6 クレジットカード払いにおける支払予定日までにお支払いが完了しなかった場合、当社は、必要に応じて、払込票による方法その他の当社が定める方法により再度請求することがあるものとする。
- 7 クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金は、当社が指定する払込み方法によりお支払いいただく。この場合、支払いに要する手数料はお客さまの負担とする。
- 8 本規約に基づきお支払いを要する料金その他の債務について、支払期限日を経過したのち、お客さまからのお支払いがない場合には、債権回収会社等の関係業者へ当該債権の回収代行の依頼または債権の譲渡を行う場合がある。これに伴い、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を債権回収会社等の関係業者へ通知することがある。
- 9 その他、個別に費用が発生した場合、その都度、当社が指定した支払方法によりお支払いいただくものとする。当該支払いに伴う費用は、お客さまの負担とする。

第5条（本サービス利用料金の適用開始時期）

本サービスの利用料金は、本電力の送配電事業者との系統連系が完了し、当社が指定した契約月から発生する。支払回数は別紙に定めるとおりとする。なお、本サービスの利用料金は、原則、発生した当月に請求する。

第2章 電力需給

第6条（需要場所等）

お客さまが本規約に基づき当社から供給された本電力を使用する場所（以下「需要場所」という。）、及び当社がお客さまに対し本電力を引き渡す場所（以下「需給地点」という。）は、次のとおりとする。

- (1)需要場所は、別途申込書面に定めるものとする。
- (2)需給地点は、需要場所における送配電事業者の電線路とお客さまの電気設備との接続点とする。

第7条（電力需給）

- 1 当社は、お客さまに対し、本規約に基づき本電力を供給し、お客さまは供給を受けた本電力を需要場所にて使用することができる。
- 2 当社は、需要電力量の範囲内においてすべての自家消費電力量を使用していただくものとし、かつ、本サービス対象設備の発電電力が不足する場合にのみ通常電力を使用していただくこと。
- 3 当社は、太陽光発電設備による本電力の発電量を保証しないものとする。

第8条（供給開始日）

本電力の供給開始日は、本規約に基づき当社が太陽光発電設備を設置し、需要場所に対する本電力の供給が可能となった日とする。

第9条（環境価値）

原則として、本サービスにより発生するすべての環境価値は、法令および制度上可能な範囲において、当社に帰属するものとする。ただし、国または地方自治体等による補助金等の受領の要件として環境価値の帰属が求められている場合、当該補助金等の要件の求める環境価値の譲渡先へ環境価値を譲渡する。

第10条（立入検査）

当社は、当社又は送配電事業者若しくはこれらの指定する第三者をして、次に定める目的のため、お客さまの承諾を得て、需要場所、太陽光発電設備の設置場所その他の必要な場所に立ち入ることができる。この場合、お客さまは正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾する。

- (1)当社が第11条、第12条、第13条及び第15条に規定する行為を実行するにあたって必要な処置。
- (2)前号のほか本サービス利用契約の締結、変更若しくは終了等のために必要な処置。

第 11 条（供給の停止）

1 お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまへの本電力の供給を停止することができる。

- (1)お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
- (2)お客さまが、需要場所に設置された太陽光発電設備又は電気工作物等の設備（当社が設置したものに限らない。以下同じ。）を故意に損傷し又は紛失した場合。
- (3)お客さまが当社の書面による承諾なくして電力供給設備とお客さまの電気設備との連系又は解列を行った場合。
- (4)その他、お客さまが本規約又は送配電事業者の定める託送供給等約款上のお客さまの義務に違反した場合。

2 お客さまが次のいずれかに該当し、当社がお客さまに対してその旨を警告しても改めない場合には、当社はお客さまへの本電力の供給を停止することができる。

- (1)お客さまの責めに帰すべき事由により保安上の危険がある場合。
- (2)お客さまが、送配電事業者の定める託送供給等約款上の需要者としての要件を欠くに至った場合。

3 お客さまが前 2 項の供給の停止事由を解消し、かつ、第 26 条の適用がある場合にその支払いを当社に対し行った場合は、当社は送配電事業者と協議が整い次第、お客さまに対して本電力の供給を再開するものとする。

第 12 条（供給の中止）

1 当社は、次のいずれかの事情が生じた場合には、お客さまへの本電力の供給を中止し、又はお客さまの本電力の使用を制限し、若しくは中止することができる。

- (1)異常渇水等の電力の需給上やむをえない場合。
- (2)需要場所に設置された太陽光発電設備又は電気工作物等の設備に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合。
- (3)前号の設備の保守、修繕又は変更その他の工事上やむをえない場合。
- (4)非常変災の場合。
- (5)その他保安上の必要がある場合。

2 当社は、前項により供給の中止を行う場合、予めその旨をお客さまに対して通知するものとする。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りではない。

3 第 1 項の中止事由が解消された場合、当社は配送電事業者との協議が整い次第、お客さまへ本電力の供給を再開するものとする。

第3章 太陽光発電設備の設置及び保守等

第13条（設置）

- 1 当社は、本規約の規定に従い、当社が指定する太陽光発電設備を設置する。
- 2 太陽光発電設備を設置する場所（以下「設置場所」という。）は、お客さまが所有権を有する不動産（以下「本不動産」という。）上の需要場所とする。なお、本サービス利用契約の締結後、設置場所における本不動産の状況が変更された場合には、太陽光発電設備の仕様、設置場所、及び第4条の利用料金を変更することがあり、お客さまはこれに同意する。
- 3 お客さまは、当社に対し、当社が太陽光発電設備を設置するために前項の設置場所を無償で使用することを許諾する。
- 4 お客さまは、当社に対し、太陽光発電設備を設置するにあたり、屋根材、壁材などその他の構成部分を加工することを許諾する。
- 5 お客さまは、当社が行う本条の設置等に際し、必要な協力をするものとする。
- 6 別紙に定める足場設置費用は2階建てまでの住宅における標準的な足場設置費用を分割したものであり、本不動産及び周囲環境に応じて、別途初期費用がかかる場合があるものとする。

第14条（帰属）

- 1 お客さま及び当社は、前項で設置した太陽光発電設備が本不動産及びその他の動産に付合することのない独立の動産であることを確認し、また、当社にその所有権が帰属することを確認する。
- 2 太陽光発電設備により発電する本電力の所有権は、当社に帰属するものとする。
- 3 本電力のうち、前項により自家消費されるもの以外の電力（以下「余剰電力」という。）は、当社が自由に利用し処分できるものとする。
- 4 太陽光発電設備及びそれに付随する設備を稼働させる際に消費する電力の利用料金は、お客さまの負担とする。

第15条（維持管理）

- 1 当社は、本規約に基づく契約期間中、必要に応じて太陽光発電設備の保守及び修理（以下「保守等」という。）を行うものとする。
- 2 太陽光発電設備の保守等にかかる費用（保守等に要する電力の利用料金は除く。）は当社が負担するものとする。ただし、保守等の原因がお客さまの責めに起因する場合には、その保守等にかかる費用はお客さまの負担とする。
- 3 お客さまは、前2項に定める当社による保守等に協力するものとし、これを阻害する行為を行ってはならない。
- 4 お客さまは、当社が行う保守等により、当該保守期間中、発電の停止又は発電量の減少

等が生じる場合があることを予め承諾するものとする。

5 お客さまは、太陽光発電設備の全部又は一部に、故障、不具合その他異常を発見した際は、速やかに当社へ報告する。

6 お客さまは、リフォーム、改築その他本不動産に関して太陽光発電設備に影響を及ぼしうる工事を行う場合には、当社に対して 2 か月前までに連絡し、当社の書面による承諾を得るものとする。

第 4 章 本サービス利用契約の成立及び終了

第 16 条（本サービス利用契約の成立及び契約期間）

1 本サービス利用契約は、当社が第 3 条 1 項の申込みを承諾した時に有効に成立するものとする。

2 本サービス利用契約の契約満了日は、本サービス契約日から申込書面記載の期間（15 年間経過後の日）とする。

第 17 条（本規約の変更）

1 当社は、本規約を変更することがある。なお、この場合には、お客さまの利用条件については、変更後の内容を適用するものとする。

2 当社は、前項の変更を行う場合、お客さまに対して一定の期間を設けて通知又は所定の Web サイトに公表する方法により、本規約を改定することができるものとする。

第 18 条（解除）

1 お客さま又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく、直ちに本サービス利用契約を解除することができる。ただし、本項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(1)本規約の定めに従い違反し、相手方からその是正を要求されてから 14 日以内にその是正がなされないとき。

(2)差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は法的倒産手続の開始の申立て、私的整理手続の開始があったとき。

(3)手形又は小切手を不渡としたとき、その他支払いを停止したとき。

(4)相手方の責めに帰すべき事由により、太陽光発電設備が使用不能となり、又は発電量が著しく低下し回復の見込みがないとき。（なお、第 15 条 4 項に該当する場合は除く。）

(5)相手方の責めに帰すべき事由により、岡山ガス株式会社と送配電事業者との間の託送契約が終了したとき。

2 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告等を要することなく、直ちに本サービス利用契約を解除することができる。ただし、本項に基づく解除は、

お客さまに対する損害賠償の請求を妨げない。

(1)本サービスの料金その他の当社に対する債務の支払いを支払期限日の翌日から起算して2か月以上延滞したとき。

(2)検針期間で2か月連続して本電力の使用がないとき。ただし、当社がやむをえないと判断した場合を除く。

(3)第3条に定める申込要件を満たさなくなったとき。

(4)第20条1項又は2項の規定に違反したとき。

(5)第25条の規定に該当したとき。

(6)本サービスを開始できる状況が整ったにもかかわらず、お客さまの責めに帰すべき事由で本サービスが開始されないとき。

3 お客さまが前2項の事由により本サービス利用契約を解除されたときは、お客さまは、当社に対し、次の算式によって算定された違約金を支払うものとする。なお、お客さまが太陽光発電設備の撤去を希望する場合には、違約金に加え太陽光発電設備の撤去及び処分にかかる費用に消費税相当額を加えた額（以下、併せて「違約金等」という。）を支払うものとする。ただし、当該解除による当社の損害額が当該違約金を超過する場合には、お客さまは当該超過額についてもこれを支払うものとする。

<算式>

違約金＝太陽光発電設備合計金額－{太陽光発電設備合計金額÷(12か月×契約期間15年)×本サービスの利用料金の請求開始月からの経過月数}

なお、太陽光発電設備合計金額は本サービスにおける太陽電池容量1kW（小数点以下第二位まで）あたり¥270,000(税抜)とし、違約金の1円未満の端数は切り捨てとする。

4 本サービス利用契約の解除は、本サービス利用契約の全部の解除とし、本サービス利用契約の一部のみを解除することはできない。

第19条（中途解約）

1 お客さま及び当社は、原則として、本サービス利用契約期間満了前に本サービス利用契約を中途解約することはできない。

2 お客さまが、やむを得ず本規約の契約期間中に中途解約をする場合は、当社に書面により通知しなければならない。

3 前項の通知は、解約希望日の6か月前までに行わなければならない、解約日はお客さまと当社の協議の上、決定するものとする。なお、お客さまの申し出を受けて、当社が事前に書面により承諾した場合、又は第20条3項によって、中途解約する場合はこの限りではない。

4 お客さまが本規約を中途解約する場合は、当社に対し、解約日までに違約金等を支払うものとする。

5 お客さまは、本規約を中途解約したことにより当社が損害を被った場合、その損害額が前項の違約金等を超過する場合には、当該超過額についても支払うものとする。

第 20 条（本規約上の地位の譲渡等）

1 お客さま及び当社は、本規約の契約期間中、事前の相手方の書面による承諾を得ることなく、本規約上の地位又はこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継し、担保に供し、又はその他の方法により処分してはならない。

2 お客さまは、本規約の契約期間中、本不動産を売却し、賃借し又はその他の方法により処分（以下「処分等」という。）してはならない。

3 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合、お客さまは前項の処分等を行うことができるものとする。

(1)処分等の前に予め処分等先が当社と本契約の継続を希望し、かつ、これを当社が承諾し、処分等先と当社が本規約の承継手続きを完了した場合。

(2)お客さまの申し出を受けて、当社が事前に書面により承諾した場合。

第 21 条（本サービス利用契約終了後の取扱い）

1 契約期間の満了により本サービス利用契約が終了した場合、当社はお客さまに対し、太陽光発電設備を契約満了時点の現状有姿かつ無償で譲渡し、お客さまはこれを譲り受けるものとする。これにより、太陽光発電設備の所有権は何らの手続きを要することなくお客さまに移転するものとする。なお、当社はお客さまに対し、太陽光発電設備の経年劣化、性能低下及び不具合や発電量について一切責任を負わないものとする。

2 前項によらず、本サービス利用契約を終了し、お客さまが太陽光発電設備の撤去を希望する場合は、次の各号のとおり太陽光発電設備を撤去するものとする。

(1)撤去に係る費用はお客さま負担とする。

(2)当社は撤去工事に伴い、お客さまの本不動産の現状復帰をする義務を負わないものとする。

(3)お客さまは本不動産の屋根材、壁材などその他の構成部分の工事痕が現状復帰されるわけではないことを許諾するものとする。

3 お客さまの原因による解除若しくは中途解約により本サービス利用契約が終了した場合、又は第 1 項に関わらず、契約期間満了後 2 か月を経過しても本規約の料金の支払いがなかった場合は、お客さまの責任及び費用負担により太陽光発電設備を当社に返還するものとする。なお、撤去工事は当社が請け負う。ただし、当社が別段の指定をした場合はこの限りではない。

4 当社の原因による解除又は中途解約により本サービス利用契約が終了した場合は、当社の責任及び費用負担により太陽光発電設備を撤去する。ただし、この場合において、お客さまが太陽光発電設備の譲受けを希望する場合には、お客さまと当社の協議の上、その取扱

いを決定するものとする。

5 当社は、本条に基づきお客さまに譲渡された太陽光発電設備に対しては、いかなる義務及び責任も負担しないものとする。

第5章 本サービスの利用における電気使用情報の提供

第22条（電気使用情報の提供）

1 お客さまは、本サービスの利用にあたり、以下のお客さまの電気使用情報（以下、使用情報）を提供するものとする。

(1)お客さま宅の太陽光発電設備による発電量。

(2)お客さま宅における電気の消費状況。

2 当社は、本電力の供給に必要となるお客さまの情報を送配電事業者に提供し、又は当該情報を送配電事業者より受けることができるものとする。

第23条（使用情報の利用目的と範囲）

1 当社は、お客さまの使用情報を、以下の目的に利用するものとする。なお、(2)において、当社は、個人を識別できない形式によって利用するものとする。

(1)本サービスの稼働状況及び最適利用のための確認。

(2)本サービスを含む当社サービスの向上及び当社サービスのためのデータ分析。

2 前項 1 の使用情報は、当社のプライバシーポリシーに則り適切に管理するものとする。

第24条（使用情報の提供方法）

お客さまは、第22条1項の使用情報を次の各号による方法で当社へ提供するものとする。

(1)当社の指定したサービスを通じ、本サービス利用期間中は使用情報を提供していただく。

(2)前号(1)のサービスの利用にあたり、当社が指定する計測器を設置いただくことを許諾する。なお、計測器の所有権は、当社に帰属するものとし、設置及び保守にかかる費用は当社が負担するものとする。

第6章 一般条項

第25条（禁止事項）

お客さまは、本規約に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を受けた場合はこの限りでない。

- (1)設置場所の現状を変更すること。
- (2)設置場所に太陽光発電設備及びそれに必要な物以外の動産を設置すること。
- (3)太陽光発電設備に対して影となる障害物を設置する等、発電量の減少につながるものが想定される行為を行うこと。
- (4)当社の立会無く当社以外の第三者からパワーコンディショナーや、発電及び蓄電（V2Hを含む。）する機器、電気温水器、自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）等、主に電気を熱源とする給湯器を購入し設置すること。
- (5)前号(4)の工事立会について、原則として、設置工事時には立会料を請求する。また、設置工事の3週間前までに当社へ連絡するものとする。
- (6)当社が指定する発電設備以外を設置すること。

第26条（補償及び損害賠償）

- 1 当社は、太陽光発電設備の初期不良に起因して、お客さま又は第三者に対して損害を被らせるおそれが生じた場合、速やかにこれをお客さまに報告するものとする。
- 2 当社は、前項に掲げる事情又は当社の責めに帰すべき事由による本サービス利用契約の履行に起因して、お客さま又は第三者に対して損害を被らせたときは、太陽光発電設備合計金額を上限として、当該損害の補償その他の必要な措置を講ずるものとする。ただし、お客さまの責めに起因する場合は、お客さまがこれを行うものとする。
- 3 当社は、太陽光発電設備の設置施工に起因して本不動産に雨漏りなどの不具合が生じた場合、当該損害の補償その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 お客さまの故意又は過失及び本不動産における不具合により、太陽光発電設備その他の設備等が損壊し若しくは紛失し、又は発電量が著しく低下した場合、お客さまは当社に対しその損害を賠償する。
- 5 お客さまの責めに帰すべき事由により、送配電事業者が需要場所内に設置した設備が損壊し又は紛失し、当社が送配電事業者よりその損害賠償請求を受けた場合、お客さまは当社に対し当該金額を補償するものとする。
- 6 お客さまが不正に当社若しくは送配電事業者の設備、電線又は電力を使用したことにより、当社が送配電事業者より違約金の支払いを請求された場合には、お客さまは当社に対し当該金額を補償するものとする。
- 7 前2項のほか、お客さまの責に帰すべき事由により、当社が送配電事業者に対し負担するに至った債務については、お客さまがその全額を負担するものとする。

第 27 条（不可抗力及び免責）

1 本サービス利用契約期間中に天災地変、お客さまと当社両者の責めに帰さない（送配電事業者の責めに帰す場合を含む。）事故その他の不可抗力等（以下「不可抗力」という。）により次の事由が生じた場合には、その事由の発生時をもって本サービス利用契約は終了する。

(1)お客さまが本電力の使用を中止し、再開の目処が立たないとき。

(2)当社が本電力の供給を中止し、再開の目処が立たないとき。

(3)送配電事業者より通常電力の供給が中止され、再開の目処が立たないとき。

(4)太陽光発電設備が使用不能となり、復旧が不能又は復旧に多大な費用が生じるとき。

(5)その他本規約の履行を継続し難い事由が生じたとき。

2 不可抗力により本規約の履行の全部若しくは一部の不能又は遅延が生じた場合（ただし、金銭債務の遅延は除く。）は、その不能又は遅延の原因を除去する合理的な期間に限り、お客さま及び当社は本規約に基づく履行義務の免除を受けることができるものとする。この場合、相手方の反対給付も免除されるものとする。

3 前 2 項の場合、お客さま及び当社は、相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

4 太陽光発電設備に対して影となる障害物を設置され、発電量が減少した場合、当社は責任を負わないものとする。

5 災害、停電時に使用することが可能な非常用電力が使用できないことによりお客さまが被った被害について、当社の故意、重過失又は当社の不法行為に起因する場合を除き、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとする。

6 お客さまはお客さまの責めに帰すべき事由により、第三者から本件契約に起因し、苦情若しくは相談を受け、又は第三者との間で本件契約に起因する紛議が生じた場合は、お客さまの責任と費用で対処するものとし、当社は一切責任を負わないものとする。

第 28 条（工事費の負担）

1 太陽光発電設備設置に係る供給設備を変更する場合において、送配電事業者から工事費の負担を求められた際、当社は当該工事費を工事負担金としてお客さまに請求する場合がある。その他、お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など、送配電事業者から当社に請求される費用についても同様にお客さまが負担するものとする。

2 本不動産に受電電力量および余剰電力量を計測するためのスマートメーターが設置されていない場合、当社または本工事の請負者は送配電事業者に対し、本不動産の電力量計をスマートメーターに取り替える工事を申請し、お客さまはこれに同意するものとする。当該スマートメーターへの取り換え工事に係る費用が生じる場合、その費用についてはお客さまが負担するものとする。

3 お客さまは、本工事において、本不動産および周辺環境を考慮して当社または当社の指定する者が円滑かつ安全な施工のために必要であると判断する標準工事費に含まれない費用が生じる場合には、お客さまが負担するものとする。

第 29 条（反社会的勢力の排除）

1 お客さま及び当社は、本契約の締結日において、自ら（自らの役員及び従業員を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団。
- (2) 暴力団員。
- (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。
- (4) 暴力団準構成員。
- (5) 暴力団関係企業。
- (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。
- (7) その他第 1 号から第 6 号に準ずる者。
- (8) 前 7 号までのいずれかに該当する者（以下「反社会的勢力」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (9) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (10) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (11) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (12) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 お客さま及び当社は、相手方の前項の表明保証が真実でなかった場合、又は前項に定める当事者が前項に違反した場合においては、何らの催告なくして、直ちに本契約を解除することができるものとする。

第 30 条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義のある事項については、お客さまと当社は誠意をもって協議解決する。

第 31 条（準拠法及び管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争については、岡山地方裁判所又は岡山簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

沿 革

2025 年 1 月 1 日 制定

〔以下余白〕

別紙 1

特定計量に係るお客さまへの説明事項

電気事業法第百三十二条の十九に基づき、以下のとおり記載する。

当該特定計量に係る取引又は証明をしようとする者の氏名又は名称
岡山ガス株式会社

電気事業法第百三条の二第一項に規定する特定計量についての説明

本制度は国に届出を行うこと等により、計量法に基づく特定計量器に係る規制よりも合理化した電気計器を使用することのできる制度である。届出者が特定計量に係る取引等の相手方へ説明を行い、承諾を得ることや、国が定める基準に従うこと等を条件に、届出者による任意の精度階級の選択や、検査方法・使用期間の設定方法等を合理化することが認められている。今回使用する電気計器の検査では安全性能の試験の実施を省略したが、これは当該計器が製品安全規格に準拠しており、電気製品全体として安全性が確保されていると判断した。

特定計量をする電力量その他の物象の状態の量の種類

スマートメーターにより、太陽光発電設備の発電量を計量する。
単位は kWh（小数点以下は切捨てして算出）

使用する電気計器

製造元 Meter Alliance Company Limited
型式 IIL2302I

使用期間

15 年間

使用期間中における計量データは常時監視し、当社内設置メーターとの計量値比較を行い、誤差がないかの確認を行うこととする。

電気計器の誤差の範囲並びに当該誤差の範囲が計量法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超える場合にはその旨及びその誤差が電力の取引又は証明に及ぼす影響について

計量法に準拠した特定計量器（普通電力量計の場合）の使用公差は 3%以内であることが求められているところ、当取引に使用する電気計器は使用公差 3%以内の n3 階級を使用

するため、影響はないものとする。

電気計器の機能の概要

太陽光発電パワーコンディショナーの交流出力側に設置したスマートメーターで太陽光発電量を計量する。

電気計器の検査主体

基準適合検査、使用前検査等は Imperial innovation Limited 監督のもと、GUANDONG Blitech LTD.が実施。

電気計器の構造、使用条件、使用状況等に応じて、機能を維持するために必要な点検、取替えその他の措置について

常時監視を実施する中で異常を検知した場合、原因切り分けを行い必要に応じて取替措置を実施する。

当該特定計量に係る取引又は証明をしようとする者の電話番号、電子メールアドレス等その他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

岡山ガス株式会社

代表番号 086-272-3111

受付時間 平日 9 : 00～17 : 00

メールアドレス denki@okagas.co.jp

適正な計量の実施の確保のために特定計量に係る取引又は証明の相手方が遵守し、又は留意すべき事項

本利用規約第3章 太陽光発電設備の設置及び保守等 第13条(設置)、第14条(帰属)、第15条(維持管理)に記載。

電気計器の工事、維持及び運用に関する費用、その位置で計量をすることにより発生する費用の負担その他の特定計量に係る取引又は証明の相手方の負担となるものがある場合について

本利用契約第6章 一般条項 第28条(工事費の負担)に記載

特定計量に係る取引又は証明の実施期間

申込書面に記載の契約日から15年間

その他その特定計量をするにあたり必要な事項

停電時の「自立運転機能」時の非常用コンセントから電力を利用する場合には、本計量の対象外とする。

別紙 2

利用料金について

(1) 月額料金について

契約名 家庭用 PPA サービス おかがすソーラー

4kW 以上 10kW 未満 27～32 円/kWh

適用する料金は設置条件ならびに本利用規約及び付帯契約に基づき、利用料金を決定し、契約申込書に記載する。

標準安全対策費(足場設置費等)

月額 990 円 (税込)

なお、本規約第 3 章第 13 条に記載の通り、本不動産及び周辺環境に応じて、別途費用がかかる場合があるものとする。

(2) お支払い回数

お支払い回数は、月 1 回の計 180 回とする。(15 年契約)

(3) 割引について

本利用規約第 1 章第 4 条（本サービスの利用料金）に記載のとおり、割引対象のお客さまに対する利用料金は、別冊「OG グループ割引」、「蓄電池割引」のそれぞれの付帯契約内容に基づいて適用する。